

令和7年度 沖縄市産後ケア事業のご案内



市が契約している産科医療機関や助産所で心身のケアや育児サポート等を行い、産後の生活を支援する事業です。

《1》 利用できる方

沖縄市に住民票のある産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで、以下の①、②いずれかに該当する方

- ① 家事や育児などのサポートが十分に得られない方
- ② 産後に心身の不調がある、または育児不安がある方

※ 医療行為の必要な方や感染症状がある方は利用できません。

《2》 産後ケア事業の内容

●サービス内容

産後ケア実施施設への宿泊や通所または訪問で、産後の休養の機会や不安解消、育児技術の取得を支援します。

- * お母さんへのケア（乳房ケア、授乳・沐浴指導、保健相談等）
- * 赤ちゃんへのケア（発育測定、沐浴、おへそのケアなど）
- * 育児に関する助言や相談など

●サービスの種類

- ① 宿泊型
- ② 通所型（6時間・3時間）
- ③ 訪問型 ※原則として3時間程度

《3》 利用回数及び自己負担額

宿泊型・通所型（6時間・3時間）・訪問型：組み合わせ自由、7回の利用を上限とします。

ただし、6・7回目利用には継続申請が必要です。

令和7年度自己負担額 ※年度ごとに、自己負担額改定の可能性あり

	世帯区分A (生活保護世帯)	世帯区分B (住民税非課税世帯)	世帯区分C ※食事代は別途 (利用回数1～5回目の住民税課税世帯等)	世帯区分D ※食事代は別途 (利用回数6回目以降の住民税課税世帯等)
宿泊型（1泊2日）	0円	0円	2,600円	5,100円
通所型6時間	0円	0円	0円	2,400円
通所型3時間	0円	0円	0円	1,300円
訪問型	0円	0円	0円	1,400円

※ 宿泊型は連泊するごとに料金が加算されます。

※ 世帯区分Bは1日(1回)あたり5,000円を上限に、世帯区分Cは1日(1回)あたり2,500円を上限に減免します。
上記自己負担額は、減免適用後の金額となります。

※ 沖縄市に転入された世帯区分Cの方で、すでに前市町村の減免支援を5回受けられた方は減免支援対象外となります。（その場合は世帯区分Dの金額が適用）

※ 6月1日の住民税課税状況更新により世帯区分が変更（自己負担額が変更）になる場合があります。

⚠ 注意事項 ⚠

- ・ サービス途中で利用を中断した場合でも上記の利用者負担額は全額お支払いいただきます。
- ・ 利用の変更・中止をする場合は、**利用予定日2日前の午後5時までに利用する施設へ直接連絡**してください。
連絡がない場合は、キャンセル料が発生するとともに、サービスを1回利用したものとみなします。
- ・ お母さんと赤ちゃんは一緒にご利用いただく事業です。産後ケア利用中、お母さんの外出等はできません。
- ・ 宿泊型・通所型は、赤ちゃんのきょうだいと一緒にご利用いただくことはできません。
- ・ 各施設が独自で行っているオプションサービスについては別途自己負担となりますのでご注意ください。
- ・ 沖縄市を転出後は、沖縄市産後ケア事業対象外となります。
- ・ 決定回数を超過してのご利用や、転出等により産後ケア対象外になった後ご利用された場合は、利用金額を全額お支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

※no-reply@logoform.jpを受信できるようにしてください！！

※通知書にはダウンロード期限があります。スクリーンショットなどですぐに保存してください！

今回の出産で初めて申請をする方(5回分の申請となります)

(1) 電子申請 「新規申請」

約
2
週間

- ☑下記に該当する方は必要書類の添付が必要です。
- ☐R7.1.1時点で沖縄市に住所の無い方：前市町村が発行する課税証明書(写)
- ☐軍人・軍属の方が同一世帯にいる方：W-2 Wage and Tax Statement(写)



ここから
申請できるよ



沖縄市エイサーキャラクター

(2) 決定通知書がメールで届く

申請時に登録したメールアドレスへ決定通知書または不承認通知書をお送りします。
※2週間経ってもメールが届かない場合は、市までご連絡ください。

(3) 利用の予約をとる

利用希望の施設へ直接ご予約をお取りください。※別紙：沖縄市産後ケア事業実施施設一覧参照
必要な持ち物は、利用施設へ直接ご確認ください。
アレルギーをお持ちの方は、必ず施設へ申し出てください。

(4) 産後ケアの利用

「利用決定通知書」と「親子健康手帳（母子手帳）」を施設へ必ずご提示ください。
利用当日、施設へ自己負担額をお支払いください。
※決定通知書に利用決定回数・有効期限・世帯区分・自己負担金額等が記載されていますのでご確認ください。

6・7回目希望の方（申請前に面談が必要となります） ※自己負担額の変更あり（世帯区分D）

(1) こども相談・健康課へ電話（☎098-939-1253）、面談の日程調整。

(2) 面談：来庁または訪問

「6・7回目継続申請」

(3) 電子申請

(4) 決定通知書または不承認通知書がメールで届く

申請時に登録したメールアドレスへ決定通知書または不承認通知書をお送りします。
※2週間経ってもメールが届かない場合は、市までご連絡ください。

(5) 利用の予約をとる ※不承認の場合はご利用いただけません。

利用希望の施設へ直接ご予約をお取りください。《別紙：沖縄市産後ケア事業実施施設一覧参照》
必要な持ち物は、利用施設へ直接ご確認ください。
アレルギーをお持ちの方は、必ず施設へ申し出てください。

(6) 産後ケアの利用

「利用決定通知書」と「親子健康手帳（母子手帳）」を施設へご提示ください。
利用当日、施設へ自己負担額をお支払いください。
※決定通知書に利用決定回数・有効期限・世帯区分・自己負担金額等が記載されていますのでご確認ください。



面談後に
申請してね



沖縄市エイサーキャラクター

1回のみ利用決定が出ており、2～5回目利用希望の方

(1) 電子申請 「2～5回目継続申請」

※面談は必要ありません。右のQRコードから申請してください。
※決定から利用までの流れは新規申請の時と同じです

